



鳥取県公報

令和5年11月24日(金)
第9550号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録取消し (541) (くらしの安心推進課) 2 国土調査の成果の認証 (542) (農地・水保全課) 2 保安林の指定予定 (2件) (543・544) (森林づくり推進課) 2 保安林の指定の解除予定 (545) (〃) 3 公共測量の実施 (546) (県土総務課) 3 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (547) (西部総合事務所県民福祉局) 4 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (548) (〃) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (48) 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (2件) (税務課) 5 落札者の決定 (教育センター) 5

告 示

鳥取県告示第541号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第18条（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生管理者の養成施設及び食品衛生監視員の養成施設の登録を次のとおり取り消したので、令第20条（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 養成施設の名称及び所在地
鳥取大学農学部生物資源環境学科食品衛生コース
鳥取市湖山町南四丁目101
- 2 取消し年月日
令和5年3月31日

鳥取県告示第542号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
若桜町	平成24年度から平成26年度まで	若桜町（大字岩屋堂の一部（20123132501））の地籍図及び地籍簿	若桜町大字岩屋堂の一部	令和5年11月24日
智頭町	令和元年度から令和4年度まで	智頭町（大字中原の一部（20193132803、20193132804））の地籍図及び地籍簿	智頭町大字中原の一部	〃
伯耆町	平成30年度及び令和元年度	伯耆町（岸本の一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町岸本の一部	〃

鳥取県告示第543号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字坂原字アセ高343、345から347まで、字原ノ谷556の1、556の2、589の1、590の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第544号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字太郎田屋敷1281の1、1291（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第545号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北栄町妻波字大西浜1380の6（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第546号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 令和5年11月20日から令和6年3月20日まで

3 作業地域 倉吉市

鳥取県告示第547号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人地域福祉ネット	すみれ訪問看護ステーション	米子市錦町二丁目 235	令和5年11月 9日	令和5年11月 30日	訪問看護
医療法人社団 キマチ外科・整形外科医院	キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡大山町富長 755-5	令和5年11月 14日	令和5年12月 10日	〃

鳥取県告示第548号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人地域福祉ネット	すみれ訪問看護ステーション	米子市錦町二丁目 235	令和5年11月 9日	令和5年11月 30日	介護予防訪問看護
医療法人社団 キマチ外科・整形外科医院	キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡大山町富長 755-5	令和5年11月 14日	令和5年12月 10日	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

令和5年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年11月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和5年11月28日（火） 午後3時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 令和4年分政治団体の収支報告書の要旨の概要について
 - (2) 令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクール第3次審査の結果について
 - (3) その他

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県庁新基幹業務システム運用・保守等業務（税務システム） 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年10月13日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 393,869,960円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県政策戦略本部税務課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 税務事務総合電算システム改修業務（令和5年度税制改正対応） 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年10月27日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 77,220,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県政策戦略本部税務課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 令和5年度避難所指定県立学校の無線LAN環境整備業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和5年11月9日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社タイヨー通信
西伯郡日吉津村大字日吉津45-3 |
| 5 落札金額 | 51,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和5年9月29日 |

- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育センター
及び所在地 鳥取市湖山町北五丁目201